

非行少年と向き合う

少年事件の面接やアセスメント方法を理解し、少年審判手続きの実務に向けた技術の向上を目指します。

日程

令和7年9月18日（木）

9時から17時まで（途中昼休憩等あり）

対象

児童相談所、こども家庭センター等の職員
子ども家庭福祉行政に携わる職員 【定員80名程度】

場所

特別区職員研修所（東京区政会館別館）（千代田区九段北1-1-4）

カリキュラム

9月	時間	教科目・講師
18日 （木）	9:00 ～ 12:00	少年事件のアセスメント 非行少年たちは、対応する職員に対し、反発や反抗的と思える言動を示すことがあり、支援者の姿勢や関わり方が問われます。こうした少年たちと向き合う際には、非行に至る背景にある、子どもたちが過ごしてきた厳しい環境や、問題行動を繰り返さざるを得なかった状況を理解することが重要です。 子どもたちとどのような姿勢で接し、効果的にアセスメントを行い、より良い支援方法を考えることができるのか、講義を通じて学んでいきます。 《講師》藤川 浩 氏 駿河台大学 心理学部 教授。 最高裁判所、東京高等裁判所、東京家庭裁判所、大阪家庭裁判所等において、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等として勤務した後の令和4年4月より現職に至る。臨床心理学を専門として少年非行に関する数々の研究に取り組むなど豊富な知識や経験を持つ。
	13:00 ～ 14:30	家庭裁判所における少年審判手続きの流れ 児童相談所は、アセスメントにもとづき福祉の立場から少年への措置を決定します。しかし、さまざまな経過から、児童相談所の指導の範囲を超え、家庭裁判所の少年審判に付することが適当と考えられる事例もあります。このため、少年審判では、どのような手続きが行われるのかを知っておくことが大切です。また、少年審判までの過程で、子どもたちがどのような場所で過ごし、どのように審判を受け、その結果どのような処分を受けることになるのかを理解することは、援助方針を考える上で重要です。 また、ぐ犯少年の場合、送致に際して児童相談所が「ぐ犯性」を構成する具体的事実を明らかにし、それを文書として裁判所に提出する必要があります。講義では、このプロセスを具体的に理解することを目指します。 《講師》東京家庭裁判所 職員 2名
計		1日間（7時間） ※途中昼休憩等有り